

事業報告書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

当記念会は、「内閣府公益認定等委員会」より平成25年3月21日公益財団法人として認定され、平成25年4月1日公益財団法人への移行登記を行った。当期は公益財団法人としての第7期となった。

令和元年度の公益目的事業については、前年までと同様、次の事業を継続して行った。

1. 川端康成文学賞の授与を目的とする事業（事業番号 公1の事業）

川端康成文学賞は、平成30年6月の第2期19回（通算第44回）選出後休止し、現在再開に向けて新潮社を交えて模索検討中である。

2. 川端康成記念館等の維持管理を目的とする事業（事業番号 公2の事業）

(1) 財団の保有地は鎌倉市の自然風致地区の一部であり、除草、樹木の剪定などの作業は鎌倉の自然を守る事業の一環として行われている。平成29年までは、鎌倉文学館の援助を得て春秋2回庭園を公開していたが、30年度以降は庭園の公開をしていない。

令和2年度は公開に向けて準備中である。

(2) 記念会の保守管理業務については日々点検等を行い、補修箇所は随時補修を行った。

3. 川端康成の遺品、美術品、愛蔵品の公開並びに展示貸出を目的とする事業 (事業番号 公3の事業)

(1) 本年度の展示・企画を下記のとおり実施した。

1) 岐阜市歴史博物館における展示・講演

- ① 「川端康成と東山魁夷 美と文学の森」を開催

開催日 平成31年4月5日－5月26日

- ② 講演会「川端康成 美と文学の森」

開催日 平成31年4月6日

講師 水原園博理事

2) 姫路市立美術館・姫路文学館における展示・講演

- ① 「生誕120年文豪川端康成と美のコレクション展」を開催

開催日 令和元年9月14日－11月4日

- ② オープニング・ギャラリートーク

開催日 令和元年9月14日

講師 水原園博理事

- ③ 記念講演会「時代のうねりと川端康成」

開催日 令和元年9月14日

講師 水原園博理事

3) 日本近代文学館・川端康成記念室における春季特別展示

「川端康成の青春」展

開催日 平成31年4月6日－6月22日

4) 同館における秋季特別展示

「川端康成の本」展

開催日 令和元年9月21日－11月23日

5) 企画展協力

- ① 大阪府茨木市川端康成文学館

・川端康成生誕120年記念特別企画展

「ハンセン病にふれた川端康成」

開催日 令和元年6月8日－7月28日

・川端康成文学館夏休み企画

「ノーベル賞作家 川端康成って知ってる？」

開催日 令和元年7月24日－8月25日

・川端康成文学館テーマ展示

「川端康成の恋」

開催日 平成31年2月11日－5月27日

「川端康成とふるさと茨木」

開催日 令和元年8月3日－12月2日

「川端康成からの年賀状」

開催日 令和元年12月7日－1月31日

・ギャラリー企画

「『舞姫』原画展」

開催日 令和2年2月11日～3月30日

(2) 資料整理事業を下記のとおり実施した。

前年度に引き続き、公開展示に役立てるべく、文学資料の整理・保存事業を行った。

4. その他当記念会を運営するために必要な事業

(1) 平成30年度定時理事会

令和元年5月31日(金) 13時30分－14時30分 日本近代文学館会議室において平成30年度定時理事会を開催し、次の決議を行った。

- ① 平成30年度事業報告及び決算の承認に関する件
- ② 川端康成展覧会の運営の業務委託の件
- ③ 美術品修復の件
- ④ 逗子マリーナマンションの売却の件
- ⑤ 議事の経過の概要と結果

(2) 平成30年度定時評議員会

令和元年6月21日(金) 13時30分－14時50分 日本近代文学館会議室において平成30年度定時評議員会を開催し、次の決議を行った。

- ① 平成30年度事業報告及び計算書類の承認を求める件
- ② 理事改選の件

(3) 令和元年11月理事会

令和元年11月29日(金) 13時30分-16時00分 日本近代文学館会議室において理事会を開催し、次の議決を行った。

- ① 業務執行理事及び代表理事の選定の件
- ② 川端康成文学賞・川端展の件
- ③ 美術品等の保管管理の件
- ④ 美術品修復の件
- ⑤ 逗子マリーナマンション売却の件

(4) 令和2年3月理事会

令和2年3月19日(木) 13時30分-16時00分 日本近代文学館会議室において理事会を開催し、次の決議を行った。

- ① 令和2年度事業計画案及び収支予算案について
- ② 川端康成文学賞の再開について
- ③ 理事の選任について
- ④ 議事の経過の概要と結果

令和元年度公益財団法人川端康成記念会の事業報告は以上のとおりである。

尚、令和元年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和2年5月27日
公益財団法人川端康成記念会